

### 別紙3:通行止めに伴う乗り継ぎ料金調整について

通行止めにより高速道路を一旦流出し、一般道を迂回して再度同一方向に乗り継がれるお客さまにつきましては、一旦流出するインターチェンジでお渡しする「高速道路通行止め乗継証明書」を乗り継ぎ後の最初の出口インターチェンジで提出していただくと、所定の調整方法により算出した調整料金となります。

また、ETCをご利用のお客さまは、全行程で同一のETCカードをご利用のうえ、通常どおり料金所のETCレーンを通行してください。この場合でも同一の調整を行った額でのご請求となります。(ご利用時は通常料金の表示となりますが、ご請求時には調整後の額となります。)

通行止め区間	証明書発行インターチェンジ	再流入指定インターチェンジ
下り線 谷和原IC～谷田部IC	谷和原IC	谷田部IC
上り線 谷田部IC～谷和原IC	谷田部IC	谷和原IC

※「料金調整の詳細についてはこちらをご覧下さい」

リンク先 ⇒ <http://faq.driveplaza.com/faq/FaqContent.aspx?faqid=889&type=1>